

原子力損害の賠償に関する法律及び原子力損害賠償補償契約に関する法律の一部を改正する法

律案（閣法第二八号）（衆議院送付） 要旨

本法律案は、我が国の原子力損害賠償制度を原子力損害の補完的な補償に関する条約（以下「条約」という。）上の制度と適合させるための法整備を行おうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、原子力事業者間の核燃料物質等の運搬により生じた原子力損害の賠償責任に関する特約及び求償権に関する特約は書面によるものとする事。

二、原子力事業者は、他にその損害の発生の原因について責めに任ずべき自然人があるときであつて、当該損害が当該自然人の故意により生じたものである場合は、その者に対して求償権を有するものとする事。

三、核燃料物質等の運搬に係る原子力損害賠償責任保険契約又は原子力損害賠償補償契約の解除は、運搬中  
はできないものとする事。

四、この法律は、条約が日本国について効力を生ずる日から施行すること。